

国勢調査小地域集計を利用した 被差別部落の実態把握の可能性

妻木進吾

要約

日本社会全体の不安定化が叫ばれている現在、被差別部落の再不安定化が懸念されている。にもかかわらず、「法」の期限切れ以降、被差別部落の実態把握は困難を抱え、あまりされなくなってきた。このような状況にあつて、利用可能なデータ・方法を模索・駆使して、部落の実態を把握することも求められている。そうした模索の一つとして、被差別部落の実態把握の際にこれまであまり積極的に利用されてはこなかった官庁統計の小地域集計に注目し、実際に具体的な被差別部落の実態把握を試みる。もつて、官庁統計の小地域集計が被差別部落の実態把握において、有効なデータとなりうることを示す。

一 実態把握の困難

問題的な現実とは、それが「実態」として把握されない限り、社会的には存在していないと同じである。そして、問題的な現実が社会的な「問題」と捉えられない限り、

それへの社会的な対応がなされることもない。

奥田均は、今日における被差別部落の実態把握の必要性を次のように指摘している。「実態把握の取り組みが放棄されるとき、差別の現実はなお厳しく存在しているにもかかわらず、それはあかも解消されたかのような錯覚を与え、取り組みの急速な後退を簡単に許してしま

う」「同和行政の転換点を迎えた今日ほど、実態調査への期待が高まっている時はない」（奥田二〇〇四、三〇、三一）。同和行政の転換点というまでもなく、三三年間継続されてきた同和对策事業特別措置法とそれに続く法の期限が二〇〇二年に切れたことを指している。しかし、こうした必要性や期待にもかかわらず、法期限切れ後、行政を主体とする実態把握は急速になされなくなり、行政以外の主体が実施する際も多くの困難がともなうようになった。

「地対財特法」失効にともない、特別対策事業実施対象地域を指定するために設けられていた「同和地区指定」が解除された。これによって、同和行政を推進するために必要な生活実態把握を目的とした調査の対象地区を限定するための基準がなくなった。法失効による自治体の同和行政の後退、個人情報保護によるセンシティブ情報の収集制限の問題もあり、現在、（実態把握の取り組みは…引用者注）困難に直面している（谷川二〇〇六、二九）。

他方、実態把握がなされなくなった、あるいはその把握が困難になった二〇〇二年以降という時期とは、日本

社会が大きな変化を迎えた時期でもあった。

バブル経済の崩壊がもたらした長期不況を契機に、日本経済はグローバル経済競争が強い経済合理化とコスト削減圧力に直面することになった。そして、長期不況をテコに一段と勢いが強まった新自由主義的政策の推進により、その影響はより急激な形で顕在化していった（本田二〇〇七）。その一つの帰結が、非正規雇用の急増に見られる社会全体における雇用のフレキシブル化であり、雇用不安が日本社会に蔓延することになった。「格差拡大」「中流崩壊」が社会問題化し、今や「貧困」は大きな政治的争点になっている（橋本二〇〇七）。そして、社会保障・福祉コストの上昇をもたらす「格差拡大」、貧困層の増大への対応は、普遍主義的な福祉国家型社会政策ではなく、自助努力・自己責任を強調することで社会保障・福祉コストの圧縮を目指す自立支援型の社会政策として様々に展開・再編されることになった（中西二〇〇七）。

実態把握がなされなくなった、あるいは困難になった二〇〇二年以降とは、日本社会がこのような変化に直面し、その変化がよりドラステイックな形で顕在化することになった時期なのである。

被差別部落の実態把握の困難さと、生活実態そのもの

の困難さが同時に上昇していると考えられる現在の状況にあつて、利用可能なデータ・方法を模索し、利用可能なあらゆるデータ・方法を駆使して、部落の実態を把握することが求められている。そうした模索の一つとして、被差別部落の実態把握の際にこれまであまり積極的には利用されてこなかった官庁統計の小地域集計に注目し、実際に具体的な被差別部落の実態把握を試みる。もつて官庁統計の小地域集計が被差別部落の実態把握において、有効なデータとなりうることを示す。

二 大阪府連女性部調査に見られる「再不安定化」の実態

経済的格差の拡大、雇用の不安定化が叫ばれる現状において、かつ、行政が主体となった実態把握の困難さが増すなか、被差別部落の生活実態は再不安定化の危機に直面しているのではないかと危惧される状況にある（奥田二〇〇二）。筆者自身も携わった被差別部落の実態調査から、その一端を以下に示そう。

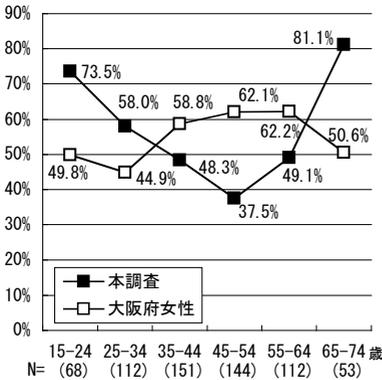
二〇〇八年に部落解放同盟大阪府連は、被差別部落の女性を対象として独自にその実態を把握するために質問紙調査を行っている（部落解放・人権研究所編二〇〇九）。

調査対象は一五歳以上の大阪府内の部落女性であり、過去の調査データを用いて運動団体支部ごとに年齢別の目標票数を割り当てた後、支部ごとに機縁法により調査への協力をお願いした。有効回収数は個人票一三二四票・世帯票一一七三票であった。この調査によって得られたデータは、被差別部落女性の「再不安定化」傾向を強く示唆するものであった。

まず、学歴構成を見ると、若年世代ほど高学歴化しており、大阪府女性と比べて著しかった低学歴傾向は弱まりつつある。しかし、若い世代においても、高卒以上の学歴を有する割合は大阪府女性に比べて八〜九ポイント低く、大学卒の割合は大阪府女性の四割弱にとどまる。学歴達成の差は大幅に狭まりつつも、相変わらず残り続けている。

このように相対的に低い学歴構成となっているにもかかわらず、本調査対象者の就業状況が大阪府女性と比べて顕著に不安定・低位である傾向は見られなかった。職業構成は、ホワイトカラーが五割弱と、大阪府女性と同程度であり、ブルーカラーは九%と、大阪府女性の一七%よりも低くなっている。雇用形態でも正規雇用が四五%と、大阪府女性より五ポイント高くなっている。また、平均年収は二二二万円で大坂府女性とほぼ同程度であ

図1 年齢別、非正規雇用比率



率の低さ)の一方で、若年層と高齢層における雇用の不安定さ(非正規雇用率の高さ)が見いだされるのである。また、本調査対象者の就業の「安定」に大きく影響してい

る。このように、これまで被差別部落の就業の特徴としてしばしば指摘されてきた就業上の偏り、不安定さ、低位さが見られなかったことは、この間の同和対策に関する特別措置法に基づく行政施策や、地区における様々な取り組みの成果といえるのかもしれない。

しかし、年齢別に非正規雇用比率を見ると(図1)、中年層においては大阪府の非正規率を大きく下回っている一方で、若年層と高齢層においては大阪府の非正規雇用率を大きく上回っている。中年層における雇用の相対

三 国勢調査の小地域集計

ると考えられる公務員層の厚みは、若年層で急速に薄くなっていく。こうした結果は、就業における偏り・不安定さ・低位さがほぼ解消されたかに見える状態が一時的なものに過ぎず、今後、再不安定化する可能性を強く示唆している。

被差別部落の生活実態を、従来なされてきたような行政を主体とする質問紙調査により把握することの困難さが増している。一方で、前節で見たように、被差別部落の生活実態そのものの困難さも増していることが予想される状況にある。このような、実態把握がなされないなかで、実態の困難さは着実に増していく——有り体にならば「知らないうちにひどい状況になってしまった」となりかねない現状にあつて、従来型の行政主体による質問紙調査の実施を求める試みや、様々な団体・組織等が自ら主体となつて質問紙調査を実施するといった試みは、ますます重要なものとなっている。同時に、これまでの主流であつた質問紙調査を独自に実施するという手法だけでなく、それ以外に実態を把握するうえで有効な手法がないか、積極的に模索されるべきであろう。例え

ば、官庁統計の活用も実態把握に有効な手法の一つであり、具体的には「国勢調査」の小地域集計が実態把握に利用できそうである。

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人を対象として、性別、生年、就業状態、従業地・通学地、住居の種類など、国内の人口や世帯の実態を明らかにすることを目的に、総務省統計局が五年ごとに行っている統計調査である。国勢調査の結果は、集計表の形で公表されているが、集計事項のうち基本的なものについては、小地域集計として、町丁字等別の集計もなされている。例えば、「○○市△△区□□三丁目の男性は何人、女性は何人」といったデータである。こうした小地域集計は、(財)統計情報研究開発センターを通じて申し込めば、有料ではあるが、パソコンで処理できる形のデータを利用することができる。¹⁾

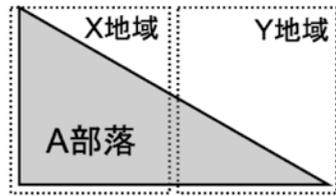
町丁字の境界と被差別部落の境界が重なっている場合は、該当する町丁字のデータを取り出して集計すると、その被差別部落の実態を把握するデータとして利用することができる。もちろん、町丁字の境界と被差別部落の境界がぴったりと重なっているような「都合の良い」ケースはそれほど多くはないだろう。部落の範囲が、ある町丁字のわずかを占めるに過ぎない場合や、複数の町丁

字にまたがっており、いずれの町丁字についてもその一部分を占めているに過ぎない場合には、町丁字データを用いた実態把握には無理がある。しかし、完全に境界が一致していなくても、大部分はある町丁字と重なっている部落や、複数の町丁字に及んでいるが、そのうちの一つの町丁字の大部分は部落と重なっているということも少なくないのではないだろうか。そうしたケースであれば、大部分が被差別部落に重なる町丁字を取り出して集計することで、当該部落の実態をある程度把握することができるのではないだろうか。被差別部落外の住民を一部含んでしまっているという限界、当該部落の全体をカバーしきれないという限界はあるものの、被差別部落の実態把握が困難になりつつある現状を考えれば、こうした方法も試してみる価値は大いにあるのではないだろうか。²⁾

四 小地域集計を利用した実態把握の可能性 ——大阪府A部落の事例

ここでは、実際に国勢調査の小地域集計を利用して、被差別部落の実態を記述していく。もって小地域集計を利用した実態把握の可能性を探る。取り上げるのは、大

図2 A部落の概念図



阪府のA部落である。A部落の範囲は複数の町丁にまたがっているが、そのかなりの部分がX地域（実際には〇〇△△三丁目といった範囲）と重なっている。ただし、X地域のすべてがA部落に含まれているわけではない。おおまかに表すと、図2のようになる。

A部落は、公営住宅が占める比率が極めて高い部落である。一九九五年、二〇〇〇年、二〇〇五年の国勢調査の結果を見ると、X地域の住宅に居住する一般世帯のうち、「公営・都市機構・公社の借家」世帯の占める割合は六二・六六%、世帯人員数では「公営・都市機構・公社の借家」世帯人員が五八・六三%を占めている。この六割強がA部落との重なりであると捉えることができる（図2のX地域とA部落の重なっている部分）。

以下、一九九五年、二〇〇〇年、二〇〇五年の国勢調査小地域集計を用いて、X地域の実態について、大阪市全体の結果と比較しつつ記述していく。X地域はA部落全体を包括しているわけではないし、X地域にはA部落

に含まれない番地が含まれている。それでも、X地域のデータは、世帯数・世帯人員数とも六割程度を占めるA部落の実態、またその変容をかなり反映していると考えられるからである。

1 世帯数と人口

図3、4は人口と世帯について、一九九五年の値を一〇〇%として、二〇〇〇年、二〇〇五年の推移を表したものである。人口について見ると（図3）、大阪市の人口は一〇〇・〇%↓九九・九%↓一〇一・〇%と大きな変化が見られないが、X地域の人口は一〇〇・〇%↓八四・六%↓七四・四%と、一九九五年から二〇〇五年の一〇年間で四分の三程度に減少している。世帯数について見ると（図4）、大阪市の世帯数が一〇〇・〇%↓一〇六・〇%↓一一・〇%と増加しているのに対して、X地域では一〇〇・〇%↓八九・二%↓八三・二%と、一〇年間のうちに一七ポイント程度減少している。

一九九五年から二〇〇五年にかけて、人口を維持しつつ、世帯数が増加していた大阪市の中で、X地域は人口・世帯数ともに大きな減少を経験したのである。

図5、6は、年齢構成について、老年人口比率（六五歳以上人口比率＝高齢化率）と年少人口比率（二五歳未満

図3 人口の推移 (1995年=100%)

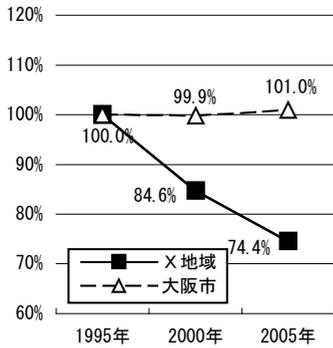


図4 世帯数の推移 (1995年=100%)

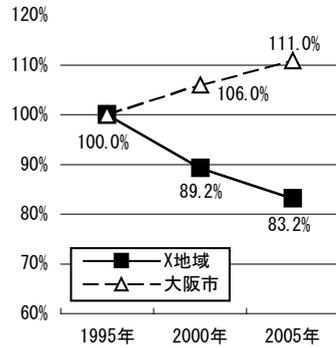


図5 老年人口比率の推移

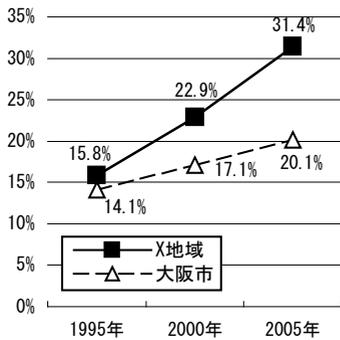
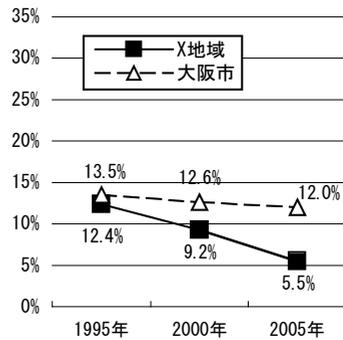


図6 年少人口比率の推移



人口比率)を取り出して、その推移を表したものである。X地域の老年人口比率は、一九九五年段階では一五・八%と、大阪市一四・一%をやや上回る程度であったが、その後、二〇〇〇年二・九%、二〇〇五年三一・四%と急激に上昇しており、大阪市全体の値を大きく上回るようになった。二〇〇五年時点で三人に一人は六五歳以上である。X地域の年少人口比率は、一九九五年段階では一二・四%と大阪市一三・五%と同程度であったが、その後、二〇〇〇年九・二%、二〇〇五年五・五%と、大阪市を上回る勢いで、その割合が低下した。大阪市全体においても少子高齢化が進行しているが、X地域においてはそうした傾向がより劇的に進行したのである。

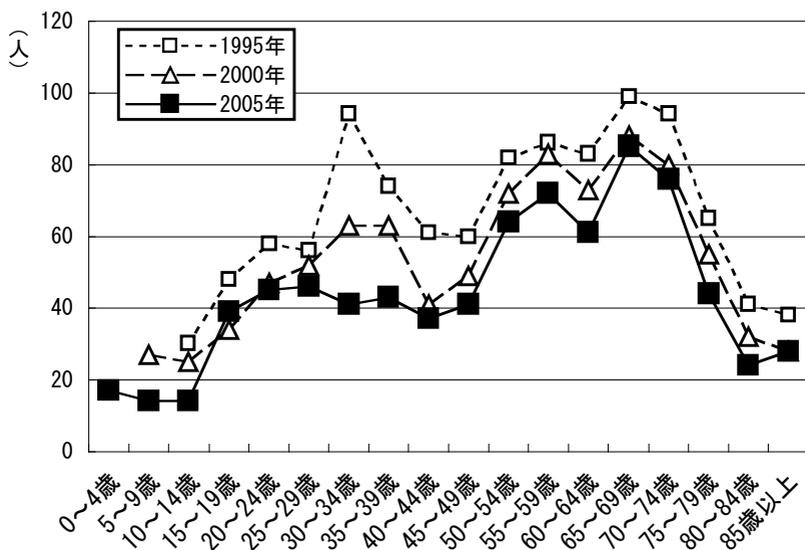
次に、X地域の著しい人口減少、また少子高齢化をもたらした要因を探るために、五歳階級の出生コーホート別に各年の人口分布を見ていく(図7)。

出生コーホートとは、誕生時期が同じ人々の集団のことを指し、同一の出生コーホートの五年間の人口増減数を比較することにより、人口規模の大きいコーホート（例えば第二次ベビーブーマー）の加齢の影響を取り除いたうえで、どの年齢層の増加・減少が著しいかを明らかにすることができる。例えば図の「三〇～三四歳」とは二〇〇五年に三〇代前半、つまり一九七一～七五年生まれのコーホートを指しており、一九九五年には九四人いたが、二〇〇〇年には六四人、二〇〇五年には四一人に減少していることが分かる（繁雑さを避けるために、図に数値は記入していない）。

この図を見ると、いずれの出生コーホートにおいても人口の減少が生じているが、とりわけ、先ほど例に出した三〇代前半を含む二〇〇五年時点で三〇～三九歳のコーホート（一九六六～一九七五年生まれ）で減少が大きいことが分かる。一九九五年時点では一六八人いたこの世代は、二〇〇〇年には一二六人になり、二〇〇五年には八四人と半減している。一九九五年にはつきり見られた第二次ベビーブーマーを含む世代が形成していた人口分布の山は、一〇年後の二〇〇五年にはなくなっているのである。

人口の減少には、死亡による「自然減」と転出が転入

図7 出生コーホート別、人口分布



を上回る「社会減」があるが、二〇〇五年時点で三〇代という年齢を考えれば、この減少の大部分は転出によるものと見なしてよいであろう。X地域の人口減少や少子高齢化は、幅広い年齢層の減少とともに、二〇〇五年時点の三〇代という比較的若い層の大量転出の結果生じたと考えられる。それは老年人口割合の相対的な上昇を生じさせるとともに、子どもを生み育てる世代の転出が年少人口の減少もまた生じさせるからである。

2 配偶関係

国勢調査では、配偶関係を「未婚」「有配偶」「死別」「離別」の四カテゴリーで把握している（有配偶は届出の有無を問わない）。X地域の離別割合をみると、男性では大阪市とほぼ同程度であるが、女性では一九九五年で大阪市の五・六％に対して八・〇％、二〇〇〇年では大阪市の六・六％に対して一〇・八％と、いずれも離別割合は大阪市をやや上回っている。

女性について、年齢階層別に離別割合を見ると(図8)、四〇・五〇代の離別割合がそれぞれ一九・七％、二二・四％と他の年齢階層より一〇ポイント程度高く、大阪市と比べると二倍程度の高さとなっている。一方、女性の未婚割合を見ると、三〇代で五二・八％と、大阪市の割

合を二〇ポイント以上上回っている(図9)。こうした三〇代の未婚割合の高さは、出生コーホート別に人口増減を見た図7を踏まえると、X地域の女性が結婚せずにいるからではなく、結婚した女性が転出した結果、相対的にその割合が高くなったことによるのではないかと考えられる。そうであるならば、図8、9は、三〇代で有配偶女性がX地域から転出していること、そして離別した四〇代・五〇代女性が転入、あるいはUターンしてきていることを表しているのかもしれない。

3 最終学歴

五年ごとに実施される国勢調査では、質問項目数が多い大規模調査と、項目数が少ない簡易調査が交互になされており、大規模調査では学歴についても把握されている。以下では、直近の大規模調査である二〇〇〇年調査の結果から、年齢別に最終学歴を見ていく。

最終学歴が小中学校卒の割合は、X地域では、七〇代・八〇歳以上では八割近いが、それより若い世代になると大きく低下し、二〇代・三〇代では二割を下回っている(図10)。七〇代では四〇ポイント近くあった大阪市との差も、四〇代では二〇ポイント程度、三〇代・二〇代では一〇ポイントを下回る程度にまで縮小している。とは

図8 年齢別、離別割合（女性）（2000年）

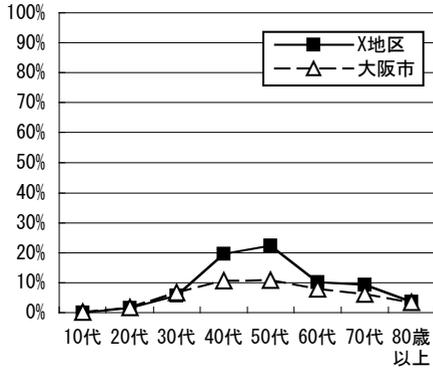


図9 年齢別、未婚割合（女性）（2000年）

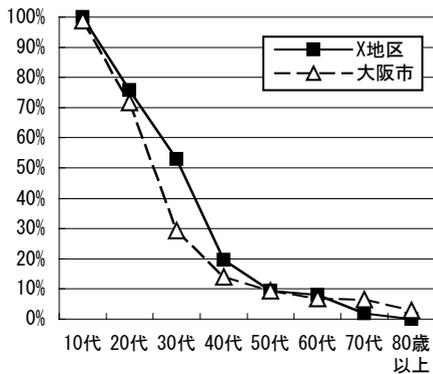
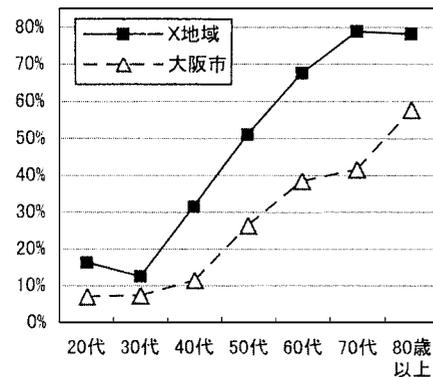


図10 最終学歴「小中学校卒」割合（2000年）



いえ、三〇代で五ポイント程度であった大阪市との差は、二〇代になると九ポイント程度にやや拡大しており、学歴の格差がこのまま縮小していくと楽観することはできない。なお、ここでの最終学歴小中学校卒には高校中退が含まれている。

図11は最終学歴が短大・高専卒（いわゆる専門学校を含む）である割合、図12は最終学歴大学卒（四年制大学以上）の割合を表している。なお、二〇代には在学中の者がかなり含まれているため、図には表していない。

X地域の短大・高専卒の割合は（図11）、三〇・四〇代の若年になると上昇しているが、大阪市における上昇はそれ以上である。中高年世代ではそもそも短大・高専卒業者の割合が非常に低かったため、大阪市との間に顕著な差は見られないが、短大・高専卒業がより一般化した若年層においては、大阪市に比べ八〜九ポイント低く、その差が広がっている。

最終学歴大学卒の割合は（図12）、六〇代以上ではごくわずかなものにとどまっていたが、五〇代以下の世代

図11 最終学歴「短大・高専」割合 (2000年)

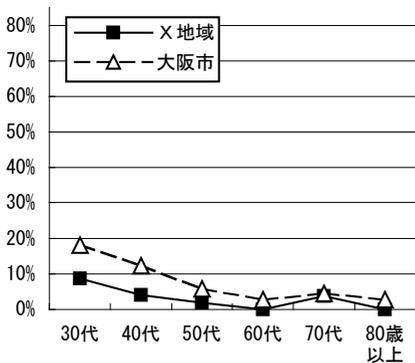
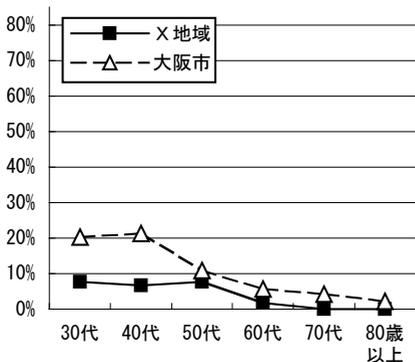


図12 最終学歴「大学卒」割合 (2000年)



では七〇〜八〇程度に上昇している。ただ、五〇代以下の世代では、その割合に大きな差は見られない。これはX地域の大学進学・卒業割合が上げ止まっているというよりは、大卒者がX地域から転出しがちな傾向があることの現れかもしれない。いずれにせよ、短大・高専と同様に、大学卒が一般的ではなかった中高年層では、大阪市の間に顕著な差は見られないが、大学卒が一般化していく三〇代・四〇代では、大阪市に比べ一三〜一五ポイント程度その割合が低くなっている。日本社会全体が高学歴化していくなかで、X地域と大阪市全体との学歴格

差は、高学歴側の格差として現れるようになったことが示されている。

4 就業状況

表1は、二〇〇〇年の一五〜六四歳の年齢層の労働力状態を男女別に表したものである。労働力状態についての集計は、二〇〇五年にもあるが、年齢階層別ではない全体の労働力/非労働力人口の集計しかない。高齢化が著しいX地域と大阪市を単純に比較してもあまり意味がないため——高齢層では非労働力人口が多くなる——、

より詳細な集計がなされている二〇〇〇年について見ていく。

男性についてみると、就業者割合が六九・二%と、大阪市に比べて八ポイント程度低くなっている。女性では、就業者割合は五六・一%と大阪市に比べて三ポイント程度高くなっている。完全失業率(=完全失業者÷労働力人口)は、男性では一二・八%と大阪市男性より三ポイント高くなっている。女性では、六・八%と大阪市女性よりやや低くなっている。以上のような労働力状態を年齢階層別

表1 労働力状態 (2000年/15~64歳) (単位: %)

	男性		女性	
	X地域	大阪市	X地域	大阪市
労働力人口	79.3	85.1	60.2	57.7
就業者	69.2	76.7	56.1	53.2
主に仕事	67.4	74.1	44.2	37.5
家事のほか仕事	-	0.4	11.0	13.8
通学のかたわら仕事	0.4	1.4	0.9	1.2
休業者	1.4	0.9	-	0.6
完全失業者 (完全失業率)	10.1 (12.8)	8.4 (9.8)	4.1 (6.8)	4.5 (7.8)
非労働力人口	20.7	14.9	39.8	42.3
家事	1.1	0.5	27.0	31.2
通学	6.5	8.7	8.4	7.7
その他	13.0	5.7	4.4	3.4
15歳以上人口総数(不詳除く)	100.0	100.0	100.0	100.0

に見ることができれば、よりはっきりした傾向が見いだせるかもしれないが、小地域集計ではそうした集計がなされていないため、これ以上の検討は難しい。

図13は、男性就業者の産業構成を表したものである。最も高い割合を占めているのは、「サービス業」の二三・三％であり、以下、「卸売・小売業」一九・二％、「建設業」二三・四％と続く。大阪市と比べると「サービス業」の割合が八ポイント程度高くなっている一方、製造業の割合は一二ポイント程度低くなっている。

図14は、女性就業者の産業構成を表したものである。高い割合を占めているのは、「卸売・小売業」二四・七％、「サービス業」二四・〇％、「医療・福祉」二一・四％であり、いずれも二割を超えている。大阪市と比べると、「サービス業」「医療・福祉」がそれぞれ七ポイント程度上回っている。

男性就業者の職業構成を見ると(図15)、最も高い割合を占めているのは、「生産工程・労務作業者」三六・〇％であり、以下、「販売従事者」一五・七％、「事務従事者」一四・〇％、「サービス職業従事者」一一・〇％と続いている。大阪市男性と比べると、「専門的・技術的職業従事者」「販売従事者」が五ポイント程度低くなっている。

図13 産業構成 (2005年/男性)

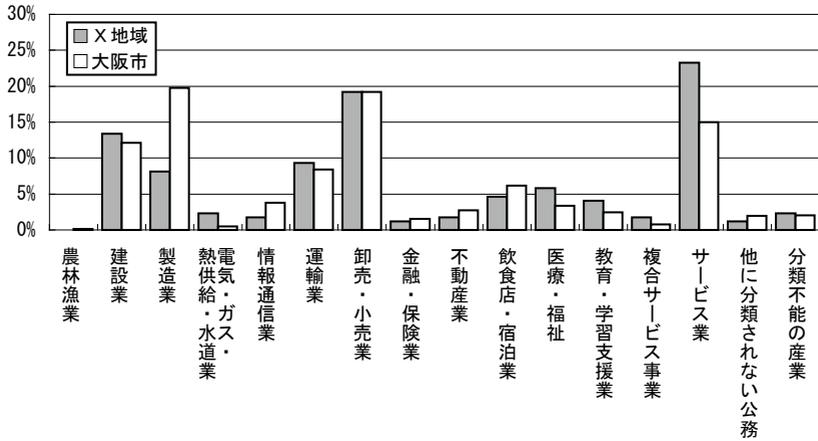
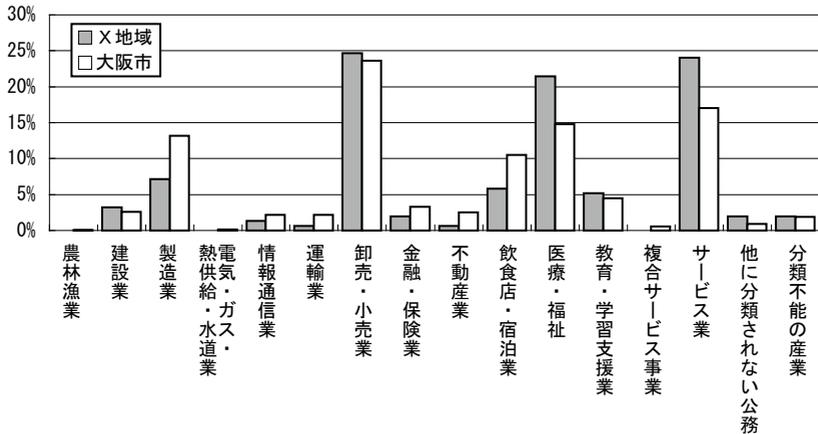


図14 産業構成 (2005年/女性)



女性就業者の職業構成を見ると(図16)、「事務従事者」二六・〇%、「サービス職業従事者」二五・三%、「生産工程・労務作業者」二二・七%がいずれも二割を超えており、「販売従事者」一五・六%が続く。大阪市女性と比べると、「サービス職業従事者」が七ポイント程度、「生産工程・労務作業者」が六ポイント程度高くなっている。一方、「事務従事者」は七ポイント、「専門的・技術的職業従事者」は六ポイント程度低くなっている。

5 家計の収入の種類

図17は、世帯全体の収

図15 職業構成（2005年／男性）

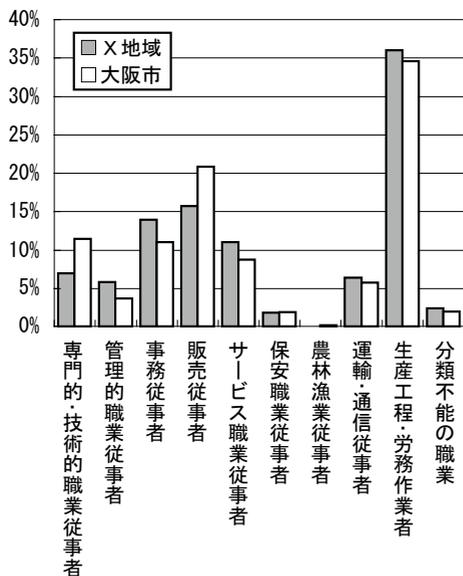
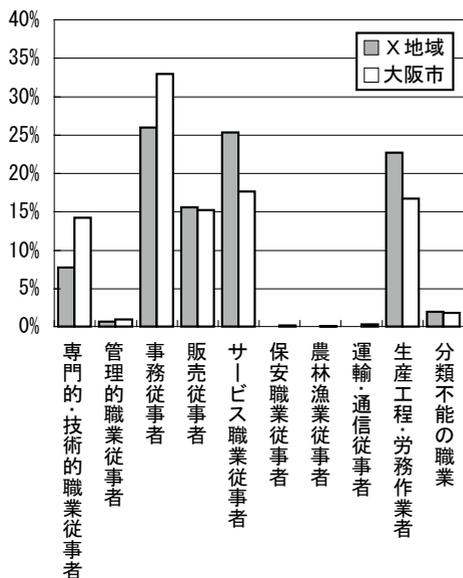


図16 職業構成（2005年／女性）

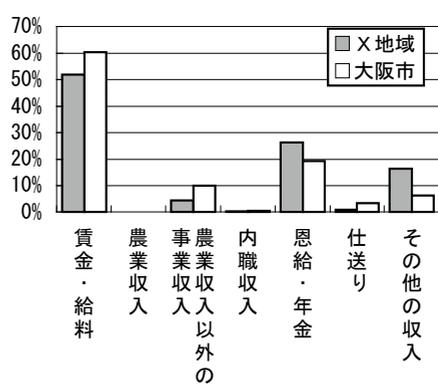


入のうち、主なもの一つを集計したものである。X地域で最も高い割合を占めているのは、「賃金・給料」の五一・九%であるが、大阪市に比べると九ポイント程度低くなっている。「農業収入以外の事業収入」も四・五%と、大阪市に比べ六ポイント程度低くなっている。一方で、「恩給・年金」は二六・三%と大阪市に比べ七ポイント高くなっている。X地域における高齢化の反映であろう。また、「その他の収入」も一六・四%と大阪市に比べ一

〇ポイント高くなっている。「その他の収入」には、家賃・地代、利子・配当などとともに生活保護が含まれている。「その他の収入」割合の高さは、生活保護を受給している世帯の高さが大きく影響しているのではないかと考えられる。

五 おわりに

図17 家計の収入の種類 (2000年)



調査の小地域集計があることを示したうえで、そのデータを用いて、具体的な被差別部落の実態を、その一端ではあるが記述した。

最後に、国勢調査の小地域集計を被差別部落の実態把握に利用する際のメリットとデメリットを示しておく。

デメリットとしては、まず、すでに述べたように、①あらゆる被差別部落において利用可能ではないという点が挙げられる。町丁字との重なりによって小地域集計が利用できる、利用が難しいという部落も少なくないだ

本稿は、行政を主体とする質問紙調査があまりなされなくなり、被差別部落の実態把握がその必要性にもかかわらず困難になっている現状にあつて、模索・検討されるべきデータ・方法として、国勢

ろう。利用可能な場合も、当該町丁字が部落以外を含んでいた、部落の全体を表しているわけではないという限界がある。また、②把握できる実態が、国勢調査でなされている項目の中の、さらに小地域集計がなされている項目に限られてしまうという問題もある。小地域集計は個票データではなく、集計表の形で提供されるため、従来型の質問紙調査と異なり、調査主体の関心によって、自由にクロス集計をするなどの分析ができない。年齢による労働力状態の違いを見たいと思っても、小地域集計にそのような形の集計表がなければ、それ以上の検討はできない。さらに、③国勢調査は五年に一回の実施であり、また調査の実施から結果の公表までは数年かかる。今回の国勢調査は二〇一〇年に実施されるが、公表はさらに二、三年後になる。現在の状況をタイムリーに把握する必要がある場合、対応は難しい。

従来型の質問紙調査にはない、このようなデメリットが、国勢調査の小地域集計を用いた実態把握にはある。一方で、メリットもある。従来型の質問紙を用いた調査を、行政の協力なしに運動団体が独自に行う場合、しばしば直面する困難を回避できるのである。

①精度の高いデータ・被差別部落の実態を部落外との比較のうえで明らかにしようとする場合、全数調査でな

ければ、当該部落の忠実な縮図となるようなサンプルを設定し、できるだけ高い回収率にする必要があるが、実際には調査への協力の難しさから、運動団体のメンバーやその周辺の人々に調査協力を依頼するということがちである。このような場合、いくら回収票数が多くとも、忠実な縮図とはいえない偏ったデータになる危険性が高い。集まったデータが、高学歴化や就労の安定化傾向を示していたとしても、それは部落の実態ではなく、単に調査に協力してくれた人々の特徴に過ぎないかもしれないのである。一方、国勢調査は日本に住んでいるすべての人を対象とする全数調査であり、回収率も近年その低下が問題になっているとはいえ、二〇〇五年調査で九五％に達する。国勢調査の小地域集計を利用する際のメリットの一つはデータ精度の高さである。

②費用・労力…小地域集計データの提供は有償であり、その金額も安いものではない。とはいえ、その金額設定の妥当性はともかく、運動体等が独自に調査を実施する際にかかる費用や労力を考えれば、積極的に活用するメリットは小さくないだろう。

③比較の容易さ、経年変化の把握…運動体等が独自に調査を実施し、十分な回収率に達したとしても、部落外（当該部落を含む自治体など）との比較の際にはしばしば

困難に直面する。官庁統計の公表にはタイムラグがあるため、比較可能な部落外のデータが六年前のものしかないといった事態がある。国勢調査の小地域集計を用いた場合、同一の調査データ上での比較であり、そのような問題は生じない。また、国勢調査はいくらか変化しつつも、ほぼ同一の質問内容で調査がなされているため、経年変化を把握することもできる。

国勢調査の小地域集計は、従来からなされてきたような質問紙調査にとつてかわる万能の方法ではない。しかし、被差別部落の実態把握が困難になりつつある現状において、あらゆる利用可能なデータを駆使して、部落の実態を把握することが求められているのであり、他の方法と同様に、メリット・デメリットを十分認識したうえで、こうした方法による実態把握も積極的に模索される必要があるだろう。最も避けなければならないのは、困難な実態がそれとは認識されなまま放置され、静かに着実に、あるいは急激に進行してしまうという事態である。

注

(1) 小地域集計は、(財)統計情報研究開発センターのweb

サイト〈<http://www.simfonica.or.jp/>〉から購入できる。

ただし、その提供価格は、一都道府県の調査一回分(例えば二〇〇〇年国勢調査)のデータで二〇万円前後と安くはない。年齢性別人口などについては、多くの自治体で、webサイト上に公開しており、無料でダウンロードして利用できる。いくつかの自治体ではそれ以外の項目についてもwebサイトで公開している。

- (2) 民営事業所を対象とする全数調査である「事業所・企業統計」(総務省統計局が五年に一度実施)も、小地域集計がなされており、被差別部落の実態把握に利用できるかもしれない。

文献

- 奥田均 二〇〇二年『人権の宝島』冒険―二〇〇〇年部落問題調査・一〇の発見』解放出版社
- 奥田均 二〇〇四年『法』期限後の同和行政と実態調査』部落解放研究』第一五七号
- 谷川雅彦 二〇〇六年『法期限切れ後の部落差別の実態把握』部落解放研究』第一六九号
- 中西新太郎 二〇〇七年『自立支援』とは何か―新自由主義社会政策と自立像・人間像』後藤道夫 他著『格差社会とたたかう―努力・チャンス・自立』論批判』青木書店
- 橋本健二 二〇〇七年『新しい階級社会 新しい階級闘争―

「格差」でつまされない現実』光文社

部落解放・人権研究所 二〇〇九年『部落解放同盟大阪府連合会女性調査 報告書』部落解放同盟大阪府連合会
本田由紀 二〇〇七年『若者に見る現実／若者が見る現実』本田由紀 編『若者の労働と生活世界―彼らはどんな現実を生きているのか』大月書店